

## OneOffice セーフゲート 利用規約

本規約は、株式会社 TOKAI コミュニケーションズ(以下『当社』といいます。 )が「OneOffice セーフゲート」(以下『本サービス』といいます。 )を契約者に提供する場合の提供条件を定めたものです。本サービスの契約者は利用契約の申込にあたり、本規約の内容を承諾するものとします。本サービスの利用は、本規約の内容を契約者が承諾している事を前提としています。

### 第1章 総則

#### 第1条 (適用範囲)

当社は、本規約に基づき本サービスを提供します。

2. 当社が適宜定めた通知手段を用いて、随時、契約者に対して発表・通知される諸規定は、本規約の一部として構成されるものとします。

#### 第2条 (用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. 利用契約	本サービスの利用を希望する個人または法人が、本規約に基づくサービスの提供を受けるため、当社と締結する契約。
2. 契約者	前項の「利用契約」を当社と締結した個人または法人。
3. 利用申込書	利用契約の成立のために、契約者が当社に対して発行する注文書。
4. 契約日	利用申込書の内容を当社が承認した日。
5. サービス開始日	利用契約後に当社が別に通知する本サービスの提供を開始する日。 無料の利用期間がある場合には、課金開始日までの無料利用期間を含みます。
6. 課金開始日	利用契約後に当社が別に通知する利用料金(月額)の課金を開始する日。
7. 課金対象期間	利用期間中のある月の1日(課金開始月の場合には課金開始日)から、その月の月末日までの1ヶ月間。
8. 料金変更日	契約者の本規約の第15条(契約内容の変更)第1項に規定する変更申し込みで、当社が変更後の契約内容で本サービスを開始する日。
9. 契約満了日	本規約の第8条(利用期間)で規定する利用期間が経過した日。

#### 第3条 (契約者への通知)

当社から契約者への通知は、電子メール、書面またはホームページへの掲載等、当社が

適当と判断する通信手段によって行います。

2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールで行う場合には、契約者の電子メールアドレスを保有するサーバに到着したことをもって通知が完了したものとみなします。
3. 本条第1項の規定に基づき、当社から契約者への通知をホームページへの掲載で行う場合には、当社が定めたホームページに掲載された時をもって通知が完了したものとみなします。

#### **第4条（規約の変更）**

当社は、契約者の了承を得ることなく本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の新規約によるものとします。

2. 前項の変更を行う場合、当社は、15日間の予告期間において、変更後の新規約の内容を契約者に対して通知するものとします。  
但し、当社は契約者に予告期間なしに、利用料金を改定することがあります。

## **第2章 契約内容**

#### **第5条（利用契約の単位）**

当社のほか本サービスについて利用契約を締結できる当事者は、利用契約1つにつき、1法人に限ります。

#### **第6条（サービスの種類と内容）**

当社が一般的に提供する本サービスの種類及びその内容は、本サービスのサービス仕様書に掲載の通りとします。また、本サービスの種類及びその内容は、当社が必要と判断した場合、契約者の承諾なしに変更することがあります。

2. 契約者が具体的に利用できる本サービスの種類及び内容は、利用契約にて定めるものとします。

#### **第7条（ソフトウェアの使用条件の遵守）**

契約者は、本サービスの利用に関して当社の提供するソフトウェアを利用する場合には、当社が必要に応じそのソフトウェアに関して定める使用条件を遵守するものとします。

2. 本サービスの利用に関して当社の提供するソフトウェアの著作権は、当社若しくはソフトウェア提供事業者に帰属するものとします。

#### **第8条（利用期間）**

本サービスの利用期間は最低 12 ヶ月とし、その起算日は課金開始日とします。ただし、課金開始日が 1 日でない場合には、最低 12 ヶ月の起算日は、課金開始日の翌月 1 日を起算日とします。

2. 当該期間満了の 60 日前までに、契約者または当社から相手方に対して文書による利用契約終了の申し出がない限り、利用期間は更に 1 ヶ月間継続されるものとし、その後も同様とします。

3. 利用契約で最低利用期間を別に定める場合には、利用契約の定めが優先するものとします。

4. 前各項に定める利用期間内に契約者が利用契約を解除する場合には、契約者はその残存期間の利用料金（月額）相当額を違約金として支払うものとします。

### 第 3 章 利用契約

#### 第 9 条（利用申込）

利用契約の申込をする契約者は、本規約を確認して同意したうえで、当社がその様式を別に定める申込関連様式に必要事項を記入して当社に提出するものとします。

#### 第 10 条（利用契約の成立）

本サービスの利用契約は、利用申込書を契約者が当社に対して発行し、当社が利用申込内容を承認した日に成立するものとします。

2. 利用契約に本規約と異なる定めを置いた場合、利用契約の定めが優先するものとします。

#### 第 11 条（申込を承認しない場合）

当社は、利用契約の申込者が次の項目のいずれかに該当する場合には、利用契約の申込を承認しない場合があります。

- (1) 利用契約の申込に際し、虚偽の届出をしたことが判明した場合
- (2) 申込者が利用契約上の義務を怠るおそれがあると当社が判断した場合
- (3) 申込者が未成年等に該当し、申込に際して法定代理人等の同意等を得ていない場合
- (4) 当社の競合他社等、事業上の秘密を調査する目的で契約を行おうとしていることが判明した場合
- (5) 第 16 条（本サービス提供の停止）のいずれかの事由に該当するおそれがある場合
- (6) その他、当社が利用規約の締結を適当でないと判断した場合

### 第 4 章 契約変更

## 第 12 条（契約上の地位の承継）

相続または法人の合併、分割等により契約者の地位が承継された場合、当該地位を承継した契約者は、速やかに書面によりその旨を当社に通知するものとします。

2. 第 11 条（申込を承認しない場合）の規定は前項の場合についても準用します。

## 第 13 条（契約上の地位の譲渡）

当社は、契約者に対する通知をし、譲受人に利用契約上の義務の承継をさせることを前提に、利用契約上の地位を譲渡することができます。

## 第 14 条（契約者の名称等の変更）

契約者は、その氏名、名称、住所、担当者等に変更があったときは、変更が生じたときから 7 日以内に、当社の定める手段でその旨を当社に通知するものとします。

## 第 15 条（契約内容の変更）

契約者が利用契約の種類及び内容等を変更しようとするときは、当社所定の手続により、当社に対し変更を申し出るものとし、当社から当該申出を承諾する旨の通知を発信した時に変更の効力が生じるものとします。但し、第 11 条（申込を承認しない場合）第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、当社は変更を承諾しない場合があります。この場合は、当社は契約者にその旨、通知します。

2. 前項に基づき、契約者が契約内容を変更する場合において、利用料金が減少するときには、次回の利用料金請求時より新料金を適用するものとし、当社は、当社に支払済みの利用料金の返還等は致しません。

3. 本条第 1 項に基づき、契約者が契約内容を変更する場合において、利用料金が増加するときには、第 2 条第 8 項で規定する料金変更日から新料金を適用するものとします。この場合、契約者は、支払済みの未経過の課金対象期間の利用料金(月額) について、変更後の利用料金(月額) に未経過の課金対象期間の月数を乗じた額と変更前の利用料金(月額) に未経過の課金対象期間の月数を乗じた額の差を変更料金として当社に支払うものとし、

## 第 5 章 提供の停止、中断および終了

### 第 16 条（本サービス提供の停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を停止する場合があります。

- (1) 本契約の規定に違反した場合。
  - (2) 本規約に基づく債務を履行しなかった場合。
  - (3) その他、契約者が契約者として不適当と当社が判断した行為、または不作為があった場合。
2. 当社が前項により本サービスの提供を停止するときは、当社は、事前に理由および停止までの時期を契約者に通知します。ただし、契約者に通知することが不都合と判断される場合またはやむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断するときは、事前の予告なく、契約者に対する本サービスの全部または一部の提供を停止します。
- (1) 前項の通知を行ったにもかかわらず、改善が見られない場合。
  - (2) 当該行為をただちに中止させないことで、他に回復困難な損害が生じるおそれがある場合。
  - (3) 前各号のほか、本サービスの停止をすべき緊急の必要性が認められる場合。
  - (4) 本サービスの提供に対して、警察、裁判所、その他公的機関による適法な手続きを経た停止命令または停止要請が出された場合、ならびに機器等の差押えが行われた場合。
  - (5) 契約者の経営基盤に重大な影響を及ぼすような債権者からの差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立、その他の民事執行もしくは民事保全措置を受けた場合。
  - (6) 銀行取引停止処分、小切手または自己振出の手形の不渡り処分を受けた場合。
  - (7) 破産、特別清算手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立が行われた場合、または裁判所の会社解散命令もしくは会社解散判決があった場合。
  - (8) 当社の裁量にて悪質または悪意をもった行為があると判断した場合。
4. 当社は、前項各号のいずれかに該当する場合、第 22 条(当社からの解約)の措置を行う場合があります。
5. 本サービスの停止中の期間の利用料金については、当社は、本サービスの提供があったものとして算出します。
6. 本条に基づく本サービスの停止に起因して契約者が直接的または間接的に損害を被った場合であっても、当社は、第 34 条(免責)の定めにかかわらず、一切の責任を負わないものとします。

#### **第 17 条 (本サービス提供の再開)**

前条(本サービス提供の停止)に基づき、本サービス提供が停止された後において、契約者が本サービス提供の再開を求める場合は、再開日およびその手段について、当社および契約者の協議の上、定めるものとします。

#### **第 18 条 (当社の都合によるサービス提供の中断)**

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中断する場合があります。

- (1) 本サービスの提供を行うための電気設備、通信設備およびその他の設備 (内蔵されて

いるソフトウェア等を含みます。以下、「本サービス提供設備」といいます。)の保守管理、工事等の維持管理またはサービス向上に係る機器の変更等、本サービスの安定的な提供を行うために必要な場合。

(2) 本サービス提供設備に障害等が発生し、本サービスの提供を行うことが困難となった場合。

(3) 当社が提供を受けている電力会社や通信事業者等の理由により安定的なサービスの提供を受けることができなくなり、安定的に本サービスの提供を行うことが困難となった場合。

(4) その他の理由により、安定的に本サービスの提供を行うことが困難となった場合（著しい負荷や障害がシステムに与えられ正常な本サービス提供を行えないと判断した場合を含む）。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中断する場合、当該契約者に対し、当社が定めた期間において、実施期日および期間を事前に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではなく、当社は、当該契約者に対し、本サービスの中断した後すみやかに通知を行います。

3. 本条に基づく本サービスの中断により契約者が損害を被った場合でも、当社は、第 34 条(免責)の定めにも拘わらず、一切の責任を負わないものとします。

#### **第 19 条 (本サービス提供の制限)**

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあると認める場合は、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給確保または秩序の維持のために必要な通信、その他公共の利益のために緊急を要する事項を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限することがあります。なお、これにより契約者に発生した直接的または間接的な損害について、当社は、第 34 条(免責)の定めにも拘わらず、一切の責任を負わないものとします。

#### **第 20 条 (本サービスの廃止)**

当社は、当社都合により本サービスの一部または全部を廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの一部または全部を廃止するときは、契約者に対して、事前に通知します。但し、天災その他不可抗力等の当社の責に帰すべきでない事由により廃止せざるを得ない場合は、この限りではありません。

3. 本条に基づく本サービスの廃止により契約者が損害を被った場合でも、当社は、一切の責任を負わないものとします。

#### **第 21 条 (契約者からの解約)**

契約者は当社に対し、当社の定める手段で通知することにより利用契約を解約することができます。当該解約の効力は、契約者の申し出た解約希望日に発生するものとします。ただし、解約希望日の申し出がない場合または、解約希望日を過ぎて当該通知が当社に到

着した場合には、当該通知が当社に到着した日にその効力が発生するものとします。

2. 契約者は、前項の規定にかかわらず、第 18 条（当社の都合によるサービス提供の中断）第 1 項の事由が生じたことにより本サービスを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係わる契約の目的を達することができないと認めるときは、当該利用契約を解約することができます。当該解約の効力は当該通知が当社に到着した日にその効力が生じるものとします。

3. 契約者は、第 4 条（規約の変更）の規定に基づく本規約の変更を承諾できない場合にも、当該利用契約を解約することができます。当該解約の効力は当該通知が当社に到着した日にその効力が生じるものとします。

## 第 22 条（当社からの解約）

当社は、第 16 条（本サービス提供の停止）の規定により利用契約に基づく本サービスの利用を停止された契約者が速やかにその事由を解消しない場合若しくは、第 28 条（契約者の義務）第 3 項から第 7 項までのいずれかに違反した場合は、利用契約を解約することができます。

2. 当社は、契約者が第 16 条（本サービス提供の停止）第 1 項各号のいずれかに該当する場合で、その事由が当社の業務の遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの停止をすることなく利用契約を解約することができます。

3. 当社は、契約者が本規約に違反している場合、および当社が契約者に違反の通知をした後、契約者が速やかに違反を解消しない場合には、利用契約を解約することがあります。

4. 当社は、前三項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その契約者に解約の通知あるいは催告をしない場合があります。

## 第 6 章 利用料金等

### 第 23 条（利用料金）

本サービスの利用料金の内容は次のとおりとし、それぞれ当社所定の単価および算出方法に基づき算出されるものとします。

#### (1) 初期料金

本サービスの利用開始時に発生する一時払いの費用や手数料など。

#### (2) 変更料金

本サービスの利用途中で発生する契約内容の変更にもなう一時払いの費用や手数料など。

#### (3) 利用料金（月額）

本サービス課金対象期間の利用料金。ただし、課金開始日が月の途中の場合の課金開始日

を含む課金対象期間は、利用料金（月額）の30分の1に利用日数を乗じて算出した額。また、料金変更日を含む課金対象期間は変更前の利用料金（月額）の30分の1に1日から料金変更日の前日までの日数を乗じて算出した額と、変更後の利用料金（月額）の30分の1に料金変更日から月末日までの日数を乗じて算出した額。

#### **第24条（契約者の支払義務）**

契約者は、利用料金を当社の請求に基づき当社に支払うものとします。

2. 利用料金の支払義務は、第10条（利用契約の成立）の規定により利用契約が成立したときに発生します。
3. 利用料金（月額）は、課金開始日から発生します。
4. 原則として、契約日から課金開始日の前日までの非課金期間内において利用契約を解約した場合でも、契約者は、本条第2項の利用料金の支払義務を負うものとします。
5. 前各項の定めにより利用料金の請求を受けた契約者は、請求書に指定する支払期限までに消費税相当額を加算した利用料金を支払うものとします。なお、振込手数料等の料金は契約者負担とします。

#### **第25条（料金の払い戻し）**

第16条（本サービス提供の停止）の規定により本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当社から本サービスが提供され続けたものとして取り扱います。

2. 第18条（当社の都合によるサービス提供の中断）の規定により本サービスの提供が中断された場合において、本サービスの利用が全くできない状態であることを当社が知った時から24時間未満の利用不能の場合は、利用料金は返却しません。24時間以上の場合は、第33条（利用不能の場合における利用料金の返却）に定めるところによります。
3. 第20条（本サービスの廃止）の規定により本サービスが廃止された場合において、当社は、契約者が支払済みの、本サービス廃止日から起算して当該契約満了日までの期間に相当する利用料金を払い戻します。
4. 利用契約が第21条第1項に基づき契約者から解約されたときは、当社は、既に受領した利用料金の払い戻し等は一切おこなわないものとします。
5. 利用契約が第21条第2項または第3項に基づき契約者から解約されたときは、当社は、契約者が支払済みの、当該利用契約の解約があった日から起算して当該利用契約満了日までの期間に相当する利用料金を払い戻します。
6. 利用契約が第22条に基づき当社から解約されたときは、当社は、既に受領した利用料金の払い戻し等は一切おこなわないものとします。

#### **第26条（遅延損害金）**



契約者は、利用料金の支払を遅延した場合は、遅延期間につき年率 14.5%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

## 第 7 章 義務および責任

### 第 27 条 (ID 及びパスワード)

当社は、契約者に対して、電子メール等により管理者用アカウントのユーザーID およびパスワードを通知します。

2. 契約者は、当社が提供した管理者用アカウントのユーザーID およびパスワードの管理責任を負うものとします。契約者がこれらの情報を紛失した場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
3. 契約者は、当社が提供した管理者用アカウントのユーザーID およびパスワードにより本サービスが利用されたときには、契約者自身の利用とみなされることに同意します。但し、当社の故意または重大な過失により、当社が提供した管理者用のユーザーID およびパスワードが他者に利用された場合はこの限りではありません。
4. 管理者用アカウントのユーザーID とパスワードの電話による問合せに関しては、当社は、別途当社の定める通信方法によってのみ契約者に回答するものとします。契約者は、当社が即時の回答をできないことがあることを承諾するものとします。

### 第 28 条 (契約者の義務)

契約者は、本サービスを利用するにあたり、当社のサーバ上に登録する情報を契約者の責任において保管するものとします。契約者は、当社が行う、データのバックアップについては、契約者の情報の完全な安全を保証しないことを承諾するものとします。

2. 契約者は、当社コンピュータ設備への不法侵入・情報破壊行為、情報盗難行為等のいわゆる「クラッキング」行為を認識した場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
3. 契約者は、「クラッキング行為」をしてはならないものとします。
4. 当社が契約者の本サービスの利用方法が不適切であると判断した場合には、契約者は、当社の技術上あるいは運用上の勧告に従い適切な対処を行うものとします。
5. 契約者は、「ネチケット」と呼ばれる、インターネットの利用上の慣習に従い、第三者と共有するインターネットを相互に快適に利用することにつとめるものとします。
6. 契約者は、本規約の規定を遵守する義務が生じます。

### 第 29 条 (自己責任の原則)

契約者は、本サービスの利用に伴い、他者（国内外を問いません）に対して損害を与えた場合又は他者からクレームを受けた場合、自己の責任と費用をもってこれを処理解決す

るものとしてします。

2. 契約者が、本サービスの利用に伴い、他者から損害を受けた場合又は他者に対しクレームを通知する場合においても、前項と同様としてします。
3. 契約者は、契約者の責に帰すべき事由により当社に損害を被らせたときは、当社に対し、当該損害を賠償する義務を負います。

### **第 30 条（業務委託）**

当社は、本サービスの提供に必要な業務の全部または一部について、当社の指定する第三者に委託することができるものとしてします。

### **第 31 条（秘密保持）**

当社は、法令に基づき権限を有する公的機関から適法な手続きにより情報開示の請求があった場合を除き、利用契約の履行に際して知り得た契約者の業務上の機密（通信の秘密を含みます。）を第三者に開示または漏洩しないものとしてします。但し、当社が機密保持に関する契約を第三者と締結し、本サービスの実施の全部または一部を第三者に再委託する場合は除きます。

2. 本条の規定は、利用契約の終了後も有効に存在するものとしてします。

### **第 32 条（個人情報の保護）**

1. 当社は、法令及び当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に取り扱うものとしてします。
2. 当社は、本サービスの提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとしてします。
  - (1) 本サービスの提供にかかる業務を行うこと。（業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます。）
  - (2) 本サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査、及び分析を行うこと。
  - (3) 当社のサービスに関する情報（当社の別サービス又は当社の新規サービス紹介情報等を含みます。）を、契約者に対し電子メール等により送付すること。
  - (4) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
3. 当社は、契約者の同意に基づき必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、本サービスの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合にあっては、当社は、当社の監督責任下において個人情報の取扱いを第三者に委託するものとしてします。
4. 前項にかかわらず、法令に基づく請求又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 4 条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人

情報を請求者に開示する場合があります。

### 第 33 条 (利用不能の場合における利用料金の返却)

当社は、本サービスを提供すべき場合において当社の責に帰すべき事由により利用が全くできない状態が生じ、かつそのことを、当社が認知した時点から起算して 24 時間以上本サービスが利用できなかつたときに限り、契約者の請求に基づき、その利用が全くできない状態であることを当社が知った時から本サービスが再び利用できることを当社が確認した時までの時間を 24 で除した数 (小数点以下切り捨て) に利用料金 (月額) の 30 分の 1 を乗じて算出した額を上限として返却します。ただし、契約者は当該請求をなしえることとなった日から 4 週間以内に当該請求をしなかつたときはその権利を失うものとします。

2. 利用契約成立後、課金開始日に本サービスの提供が間に合わない場合は、利用不能日数と同等の利用期間の延長をするものとし、料金の払い戻しは行いません。

### 第 34 条 (免責)

当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとします。但し、契約者が、本サービスの利用に関して、当社の故意または重大な過失に基づき、損害を被った場合についてはこの限りではありません。

2. 当社は、契約者が本サービスを利用して提供する情報コンテンツの審査に関しての責任は一切負いません。

3. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性及び適法性を保証しません。

4. 当社は、契約者が本サービスの利用によって第三者との間で法律的または社会的な係争関係に置かれた場合でも、これら係争の一切の責任を負わないものとします。

### 第 35 条 (損害賠償額の制限)

本サービスの利用に関し、本規約に基づき当社が損害賠償義務を負う場合、当社は、契約者に現実に生じた通常的直接損害に対して、契約者が当社に本サービスの対価として過去 1 年間に支払った総額を限度額として、賠償責任を負うものとします。但し、逸失利益及び間接損害等の特別の事情により生じた損害については、当社は賠償責任を負いません。

## 第 8 章 雑則

### 第 36 条 (準拠法)

本規約 (本規約に基づく利用契約も含む。以下同じ) に関する準拠法は、日本法としま

す。

### **第 37 条 (管轄)**

本規約に関する紛争につき、当社および契約者は、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄権を有する裁判所とすることに合意します。

### **第 38 条 (協議義務)**

本規約に定めのない事項については、当社と契約者は、誠意をもって協議し、解決するように努力するものとします。

付則(平成27年10月15日)

(実施期日)

本規約は、平成 27 年 10 月 15 日より実施します。